

赤村新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援金交付申請書

令和 年 月 日

赤村長 道 廣 幸 様

申請者

住所又は本店所在地

事業者又は法人名

代表者氏名

印

(自署の場合は押印不要)

電話番号

次のとおり赤村新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援金の交付を申請します。なお、私が交付対象者と認定された場合は、添付資料3で指定する口座への振り込みを希望します。また、振り込まれた支援金は、早期に感染症対策に活用し、その領収に関する書類は5年間保管するとともに貴村より提出を求められた場合は、必ず提出いたします。

申請者の主たる事業内容	
支援金活用予定 ※ 予定を丸で囲む	1 衛生用品（マスク、使い捨て手袋、消毒液、フェイスシールド、ペーパータオル、アクリル板、使い捨て容器（テイクアウト用）、防護服、その他（ ）） 2 備品（パーテーション、空気清浄機、体温計、サーキュレーター、扇風機、二酸化炭素濃度計、パルスオキシメーター、リモート用機器、その他（ ）） 3 改修費（エアコン・換気扇（新設又は増設）、窓・網戸（新設）、蛇口の自動水栓化、ドアの自動化、便座の自動開閉化、その他（ ））

○ 添付書類

- 1 赤村事業者支援金交付申請に係る誓約書（様式第2号）
- 2 税務係が発行する感染防止緊急対策事業者支援金用の納税証明書
- 3 振込先の通帳の写し（法人・本人（申請者）名義に限る。）
- 4 本人確認書類の写し（商工会が本人確認できる場合は不要。）
- 5 その他村長が必要と認める資料

令和4年 月 日

申請の内容について、赤村事業者支援金交付要領に基づき審査した結果、適正と認めましたので、上記申請者を赤村事業者支援金の交付対象者と認定します。

赤村商工会 会長 春 本 学

様式第 2 号

赤村新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援金交付申請に係る誓約書

令和 年 月 日

赤 村 長 道 廣 幸 様

住所又は本店所在地

事業者又は法人名

代 表 者 氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

赤村新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援金の交付申請にあたり、以下のとおり同意及び誓約します。

- 1 本支援金の審査のために、赤村が申請者の課税台帳等を閲覧し、必要最低限の調査をすることに同意します。
- 2 次のいずれにも該当しないことを誓約するとともに第 3 及び第 4 について、村長が田川警察署に照会することに同意します。
 - (1) 村税等の滞納がある者
 - (2) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 1 に規定する公共法人
 - (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
 - (6) 宗教上の組織又は団体
 - (7) 政治団体
 - (8) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者
- 3 本支援金受給後においても村長が必要と判断した場合は、関係書類の確認、事情の聴取、立入検査等の調査に応じることに同意します。
- 4 申請者が記載した申請内容及び提出書類について虚偽、不正等がないことを誓約します。虚偽、不正等が判明し、受給した支援金の返還を命じられた場合は、支援金を返還することに同意します。

5 以下の内容を確認し、申請します。

(1) 申請関係

	内 容
<input type="checkbox"/>	1 私（個人・法人）は、令和4年1月28日以降に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う予定です。（又は行いました。）
<input type="checkbox"/>	2 私（個人・法人）は、村からの支援金を1の対策に使用します。
<input type="checkbox"/>	3 私（個人・法人）は、令和3年分の確定申告又は村民税・県民税の申告において、営業等事業収入が計上される見込みです。（又はされています。）※1
<input type="checkbox"/>	4 私（個人・法人）は、申請日以降も事業を継続します。

※1 支援金受給者については、3の申告の状況（営業等事業収入が計上されているか）について、令和4年6月頃、税務係により確認させていただきます。

(2) 支給関係

	内 容
<input type="checkbox"/>	1 支援金は、3月末を目途（又は可能な限り早い時期）に村から承認を受けたコロナ対策費用に活用します。
<input type="checkbox"/>	2 1の費用に係る領収書（支払実績がわかるもの）は、5年間（令和9年3月末）まで保管し、村から提出を求められた際には必ず提出します。
<input type="checkbox"/>	3 2の提出をしない場合、支援金（個人5万・法人10万）については返還しなければならない可能性があることを理解します。

(3) 支援対象

衛生用品	マスク、使い捨て手袋、消毒液、除菌スプレー、フェイスシールド、ペーパータオル、アクリル板、使い捨て容器（テイクアウト用）、防護服、その他村長が認める衛生用品※2
備 品	手指消毒器、パーテーション、空気清浄機、体温計、サーキュレーター、扇風機、二酸化炭素濃度計、パルスオキシメーター、リモート用機器、自動開閉ゴミ箱、その他村長が認める備品※2
改 修 費	エアコン・換気扇（新設又は増設）、窓・網戸（新設）、蛇口の自動水栓化、ドアの自動化、便座の自動開閉化、その他村長が認める改修費※2

※2 その他村長が認める衛生用品、備品及び改修費として支援金を活用する場合は、事前に村から承認を受けてください。